

介護老人保健施設長
社会福祉施設¹長
の皆様へ

結核に係る定期健康診断の実施、 保健所への実施報告をお願いします。

その咳、本当に
風邪ですか？

結核の定期健康診断の実施 結核の定期健康診断は、結核のり患率が高い者や結核を発病すると周囲に感染させるおそれが高い者等に対する健康診断の実施を義務付けて、結核の早期発見や、集団感染を防ぐことを目的としています。

結核の定期健康診断の実施報告 学校は感染症法²第53条の2の規定により、結核の定期健康診断を実施し、保健所に報告しなければなりません。しかしながら、報告書が未提出である施設や受診率が低い施設が見受けられます。

➤ 結核の定期健康診断の実施義務者、対象者実施時期

実施義務者	対象者	実施時期
介護老人保健施設長	業務に従事する者	毎年度
社会福祉施設 ¹ 長	業務に従事する者	毎年度
	65歳以上の入所者	65歳に達する日の属する年度以降、毎年度

➤ 実施方法 喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査

➤ 関係規定

感染症法第53条の2、第53条の7、感染症法施行令第12条、感染症法施行規則第27条の2

1 社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設（生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設。老人福祉法に基づく養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム。障害者総合支援法に基づく障害者支援施設。売春防止法に基づく婦人保護施設。）

2 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

報告様式及び報告方法については施設等を所管する保健所へお問い合わせください。

